

再見解書

令和3年10月5日

炊村自治区
関係者各位

伊賀市炊村 1187-17
株式会社グリーンワークス
代表取締役 永井 充

先の9月28日に御提出頂きました再意見書に対して弊社の再見解を示させていただきます。

・脱臭装置の設置や毎日の臭気測定で、悪臭を完全に防ぐことができるのか、大いに不安があり、臭いに一年中悩まされる懸念が全く払拭されない。

→当該施設に設置を予定しておりますオゾン脱臭装置は資料1の通り堆肥の臭いの元である、メチルメルカプタン、硫化メチル等の除去率は95%以上となります。また、悪臭の発生を抑える為(資料2)、スクープ式の攪拌機を導入し、好気発酵にて作業を行います。悪臭に関して発生抑制及び対策を講じておりますので、ご安心ください。

・肥料の製造とのことであるが、有機性の原料を用いることから、悪臭に関して生活環境に影響が出る可能性は否定できない。地域のイメージダウンになるのではないかと危惧は依然として残る。

→前項で説明致しました通り、スクープ式の攪拌機を採用し、脱臭装置を設置することにより臭気濃度も三重県の基準値内(資料3)に収まりますので、近隣の皆様方の生活環境に影響はないと考えます。また、捨てられてしまう物から肥料を作る、まさに時代のニーズに合致した施設であり、地域のイメージダウンにもならないかと思えます。

・計画の臭気対策で「住民の健康面で問題が生じる事はない」と断言できるのか甚だ疑問である。地域住民の健康面での問題発生を危惧する。

→産業廃棄物処理業の許可取得時は法律に則り行政と協議を行い、法律の基準値内でないと許可は頂けません。悪臭及び騒音・振動に関して全て基準値内となっており、行政からも認められておりますので、健康面の問題に関しましてご安心ください。

・有害物質が無く、距離的にも生活環境への影響はないとのことであるが、問題は有機性の原料から生じる悪臭発生懸念であり、生活環境の悪化や健康被害についての不安は解消しない。

→悪臭につきまして発生抑制及び対策を講じて、三重県の基準値内となりますので、懸念されてます様な生活環境の悪化や健康被害につきましてご安心ください。

・日常点検や記録の保管、その検証は当然のことであるが、機器の保全等が問題なく正常に行われるかどうか、依然として不安が残る。

→日常点検や機器の保全は施設を運営していく中で重大な事であり、必ず正常に行うことをお約束致します。

ご不安であれば、いつでの記録や機器の状態を見に来て頂いて結構です。

・想定外の問題に対しても、「責任を持って解決する」とあるが、本当にそう言い切れるのか疑問を感じる。地区の意見は、本件施設の建設反対である。

→問題が発生した場合、正常稼働が困難となり県からの指導の対象にもなります。そうなる最悪は許可の取り消しにもなりかねません。と共に、炊村地区の皆様方とお約束をする以上、必ず責任を持って解決致します。

・悪臭が外部に漏れる事は一切ないとあるが、地域住民が悪臭の発生を懸念している施設であり、全く安心することはできない。

→当該施設は、床はコンクリート土間となっており、出入口にはシャッターを設け(受入時以外は締めたままです、資料4,5)で悪臭の発生抑制と対策を講じながら作業し、建屋内は負圧状態にキープされており、脱臭後に綺麗な空気を排出致します。

皆様が想像している様なこれまでの様な悪臭が発生する施設ではございません。ご安心ください。

・御社は創業当時、破砕機で木材や木片をチップにして販売すると言っていましたが、破砕機が壊れると更新せずに現在までそのまゝの状態です。

→壊れた破砕機は三重県へ休止届を提出し、休止をしております。平成27年12月に、代替機の許可を取得し、現在チップ製造及び販売を行っております。

・破砕機自体の騒音も相当なもので改善するよう要求した経緯があります。

→騒音への御指摘を頂きました際は不快な思いをさせて誠に申し訳ございませんでした。当時、御指摘の事項について協議し消音対策を行い、作業時間を最小限に抑えて稼働しています。

・製品化したチップ・廃材等は山積み状態になり、道路側から見える状態です。さらに隣地1,000㎡を借り受け、その場所も廃材が山積み状態になっている現状であります。

→現在、チップの新たな販路を開拓し出荷量が増量しておりますので、チップ・廃材の山積み状態も解消されております。

また、隣地1,000㎡借地は、三重県農林水産部へ平成20年12月に特殊肥料生産業届(第922号)を出し、土質改良土を生産し、販売業務開始届出(第1774号)を出し販売を行っております。

また、近隣の農家の方々にも需要があり、出荷を行っており年々減少しています。

・その山積みした廃材の山から火災が発生し、消防車が発動し火災鎮火に当たったこともあります。その火災に対して隣地に何の説明もなく謝罪はありませんでした。

→火災が発生した件につきましては、大変ご心配・御迷惑をおかけし、誠に申し訳ございませんでした。

当時、気が動転し謝罪が疎かになり誠に申し訳ございませんでした。深く反省し安全対策の徹底を、肝に銘じております。

・令和元年には、御社はバイオマス発電所の建設許可を炊村区に求め、説明会の開催の要求等にも区は要求に応じ真摯に対応してきました。役員会を何度も開催し、御社から提出された資料を検討・議論し、令和元年10月27日には炊村区集落センターにおいて区民参加による説明会も開催しましたが、その後何の連絡もなく現在に至っています。

→バイオガス発電の建設許可の折りには役員及び区民の皆様には大変感謝しております。

その後、事業主である株式会社GPEから弊社に対して、事業進捗に関する具体的な説明がなく、弊社も対応に苦慮しておりました。令和2年9月より弊社顧問弁護士に相談し、また、令和3年2月より伊賀市に相談の上、バイオマス発電所に関する特定開発事業許可の取り扱いについて、伊賀市のご指導を仰ぎながら近々処理することとしております。これまで進捗に関するご連絡が出来ておらず誠に申し訳ありません。炊村区の皆様方には、処理が完了次第、ご報告させて頂こうと思っております。

・現在炊村区は、地権者と共に現存する農協の堆肥センターの立ち退きを求め、津地裁において裁判の係争中があります。この原因も当初示した公害防止協定に違反したところによるものです。

→令和3年9月14日付の見解書に記載させて頂きました通り、弊社の計画は農協様の堆肥センターとは異なり堆肥化作業を閉鎖された建物内で行います。搬入・搬出時以外は扉も締切り外部への排気もオゾン脱臭を行ってから排気致します。

最後に、私、永井誠は3年前に弊社に入社し、日々の業務を行うなかで弊社を引き継ぐ気持ちが固まりました。また、父が作ったこの会社を良くしていきたいと思っております。

しかし、廃木材は年々減少していき、現状は厳しく先が見えない状態です。

会社を維持・発展していくためにはと新たな事業を考え今回の堆肥製造という事業を選びました。

現在受け入れている、木や枝葉と有機性原料を混合する事で、よりよい有機性堆肥を作る事が出来ますので有機性堆肥化施設を立ち上げたいと思いました。

そんな中、JA堆肥センターの問題を新聞で知り、伊賀は畜産業(伊賀牛)が盛んな土地柄、牛糞の処分に困るのではないかと考えました。

しかし、JA堆肥センターの様な施設では臭気やその他の問題が生じます。それらの問題を解決し、有用な有機性堆肥が製造出来る様、今回、密閉式の建屋、またスクープ式の攪拌機を用い地域の皆様方にご迷惑がかからず有用な有機性堆肥を製造する施設を作りたいと考えております。

又、国がこれから2050年に向けて50%以上を有機農法にしていくという情報もあり、伊賀市には伊賀米というブランド米もあります。田舎だからこそ出来る事だと思い、微力ながら、地域の農業・畜産業の発展に貢献できればとも思っております。

これまでは、地域の皆様方と関わる事が少なく御意見を頂戴する機会も持ちませんでした。今後は積極的に炊村区の皆様方の御意見を頂戴しながら施設運営を行っていきたくと思っています。

これまでの父の事業所運営において皆様方の不信任は拭えないものとは思いますが、私、永井誠は誠心誠意、事業運営と地域の発展に寄与させて頂きたいと考えております。

先ずは、炊村区の住民の皆様と環境保全協定を結びまた、炊村区と定期的に協議会を開き区民の皆様方と積極的に意見交換を行っていきたくと考えております。

何卒、ご理解の程、宜しくお願ひ申し上げます。

この見解書による説明が不十分であれば、ご用命を頂ければいつでもご説明にお伺いさせて頂きたくお願ひ申し上げます。